

社会福祉法人さくらの家インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人さくらの家が学生に対して就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及びさくらの家・社会福祉に対する理解の促進を図り、もって開かれた地域福祉の推進のために行う学生の職場体験研修（以下「インターンシップ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象は、学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校、高等学校等（以下「大学等」という。）に在学する学生で、施設長が認めるものとする。

(インターンシップの種類)

第3条 さくらの家が実施するインターンシップはさくらの家の職場において各業務や事業・行事を通じた職場体験とする。

(受入期間及び研修時間)

第4条 受入期間は、次のとおりとする。

原則、月曜日から金曜日の5日間とするが学生の要望にもフレキシブルに応じるものとする。

2 研修時間は、原則として9:00～17:00の間の5.5時間とし、インターンシップの内容、研修実施機関又は学生の希望により開始及び終了時間を定める。

(事前準備)

第5条 事前にインターンシップを希望する大学等及び学生とさくらの家が打ち合わせを行い、受け入れることのできる係、研修可能期間、その研修内容等の調整を行う。

(受入手続)

第6条 前条によりインターンシップを希望する学生は施設長に対して、インターンシップ申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 さくらの家は、前項の申込書の提出があったときは、インターンシップを行う学生（以下「研修生」という。）の受入れの可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知様式第2号）を学生及び大学に交付する。但し、大学への交付は必要により行う。

3 前項の規定により研修生の受入れを決定した場合、必要に応じ社協、大学等においてと受入れの内容等を定めた覚書を締結する。

(研修生の身分及び報酬・旅費)

第7条 さくらの家は、研修生に対し、職員としての身分を付与しないものとする。

インターンシップについての報酬は、1日5000円として交通費を含むこととする。

(サービス)

第8条 研修生は、研修に専念し、法令（関係法令、さくらの家就業規則等を含む。）を遵守するとともに、さくらの家の職員の指揮及び監督に従わなければならない。

2 研修生は、さくらの家の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 研修生は、インターンシップに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。研修期間終了後も、また同様とする。

4 研修生は、疾病その他やむを得ない理由により研修を欠席する場合は、研修開始時刻前に 受入事業所に連絡しなければならない。

5 研修生は、前各項の規定を遵守するため、さくらの家に対して誓約書（様式第3号）を事前に提出しなければならない。

（研修）

第9条 研修生はさくらの家との協議により別に定めた、インターンシップ実施計画書に基づき、研修を行うこととする。

（事故責任等）

第10条 大学等及び研修生は、研修中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、研修中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

（研修の中止）

第11条 さくらの家は、研修生が、第8条第1項から第3項までの規定に違反した場合及び業務に支障を来すと認めた場合には、直ちに研修を中止することができる。この場合においてさくらの家は、研修生及び大学等にその旨を通知するものとする。

（報告）

第12条 研修生は、インターンシップ終了後、速やかに、インターンシップに関するアンケートを提出する事とする

（その他）

第13条 この要綱のほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に施設長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する